

写

佐労発基 1010 第 11 号
令和 7 年 10 月 10 日

(信用金庫・信用組合)
代表者 殿

佐賀労働局長

中小企業・小規模事業者の賃金引上げにあたっての連携強化の要請について

平素より労働行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の佐賀県最低賃金につきましては、別添 1 のとおり令和 7 年 11 月 21 日から時間額 1,030 円が適用され、過去最大の上げ幅となり、初めて最低賃金額が 1,000 円を上回ることとなりました。

昨今の経済情勢の変化に伴い、地域の中小企業・小規模事業者の経営環境は一層厳しさを増すなか、円滑に賃上げするための環境整備については、当局としましても特段の配慮が必要と考えているところです。

厚生労働省では、賃金引上げの環境整備のために講じた各種支援施策を、各事業者の皆様がそれぞれの状況に応じた助成金を組み合わせてご利用いただけるように、「賃上げ助成金パッケージ」として周知及び利用の勧奨を行っていましたが、この度の大幅な最低賃金の引上げを受け、別添 2 のとおり「業務改善助成金」について、令和 7 年 9 月 5 日から対象事業者の適用範囲を拡大するとともに、申請手続きが簡略化される等、より一層利用しやすくなりました。

つきましては、地域の中小企業・小規模事業者とつながりの強い貴殿と協力をさせていただくことで、事業者の皆様がより強固な経営基盤を築き、さらに地域経済の活性化につながるよう、当局との連携を一層強化していただけますようお願い申し上げます。

また、助成金の利用にあたっての個別のご相談等に関しましては、別添 3 「佐賀働き方改革推進支援センター」もご利用いただけますので、併せてご案内いたします。

地域経済の活性化と円滑な賃上げに向け、今後ともご協力の程よろしく願い申し上げます。